

## 輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令要旨

- 1．関税定率法等の一部を改正する法律（平成18年法律第17号。以下「改正法」という。）による関税法の一部改正により、育成者権の権利者は、自己の育成者権を侵害すると認める貨物に関し、税関長に対し、当該貨物が輸出されようとする場合は当該貨物について侵害の該否に係る認定手続を執るべきことを申し立てることができることとされた。併せて、税関長が、当該申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託させることができる手続が導入されたことに伴い、当該担保の払渡しのための手続を定めることとする。（第1条～第6条関係）
- 2．また、改正法による関税定率法及び関税法の一部改正により、関税定率法に規定されていた輸入禁制品を輸入してはならない貨物として関税法に移行したこと及び関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第 号）により、関税定率法施行令に規定されていた知的財産侵害物品の認定手続など輸入禁制品に関する規定の内容を関税法施行令に移行したことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（第7条～第10条関係）
- 3．この省令は、平成18年6月1日から施行することとする。